

民生課からのお知らせ

平成29年度赤い羽根
共同募金運動のお願い

『じぶんの町を良くするしくみ』
10月1日より第70回赤い
羽根共同募金運動が始まり
ます。

共同募金は、みなさまと
民間社会福祉施設・団体を
結ぶ募金運動です。

平成28年度の新島村の募
金額は、465,551円
でした。ご協力ありがとう
ございました。

寄付金は新島村社会福祉
協議会の事業など4件分、
2,878,457円が配
分され、活用されました。

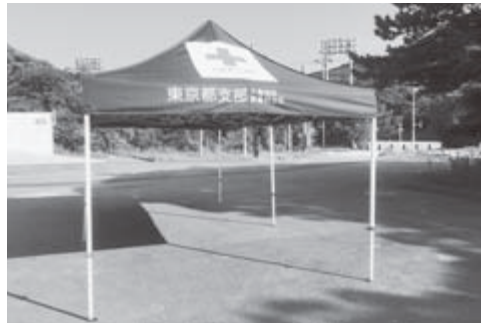
みなさまの「たすけあい
精神」に支えられる共同募
金運動にご協力くださいま
すよう、よろしくお願いい
たします。



日赤から災害救援用資材

日本赤十字社東京都支部
より、災害救援用資材とし
てテント1張が配備されま
した。このテントは災害発
生時や新島村でのイベント、
その他の赤十字の活動時に
使わせていただきます。

また、日頃から赤十字の
活動にご協力いただしてい
る皆様に感謝申し上げます。



島嶼会館からのお知らせ

宿泊モニター募集

【募集期間】

平成29年10月2日(月)
～11月10日(金)

※郵便の場合…必着

【募集定員】

30名以内(島しよ全町村)

【応募資格】

満20歳以上の島嶼地域在
住者(ただし、公務員、各
議会議員、町村の行政委員
を除く。)で、島嶼会館の運
営に関心のある方(性別は
問わない。)

【宿泊モニターの業務】

① 島嶼会館の運営、サービ
ス、施設に関する意見を述
べること。

② 事務局が依頼するアン
ケートに回答すること。

③ その他、事務局が依頼す
る内容について意見を提出
すること。

【任期】1年間

【宿泊モニターの条件】

任期間中において1回
以上島嶼会館に宿泊するこ
とが宿泊モニターになる条
件です。

【モニターが宿泊する場合の
宿泊料の減免】

任期間中に島嶼会館に
宿泊したときは、宿泊モニ
ター1人につき1泊までを
限度として宿泊料の減免を
受けることができます(1
人1泊まで宿泊料が無料)。
ただし、事前の申請が必要
となります。

【応募方法】

(※電話・FAX不可)
① 郵便はがき

〒105-0022 港区海
岸1-4-15 島嶼会館2
階 島嶼会館事務局 宿泊
モニター受付係

② インターネット

島嶼会館ホームページ島嶼
会館宿泊モニター申込み
フォーム
(<https://ws.formzu.net/fgen/S92828173/>)

【問い合わせ】

※詳しくは、島嶼会館事務
局(東京都島嶼町村一部事
務組合)
☎03(3432)4961

総務課からのお知らせ

土砂災害警戒区域等の
指定について

日頃より、東京都の防災
事業にご理解とご協力をい
ただきありがとうございます。

東京都では平成29年8月
28日付で新島村における土
砂災害警戒区域等を指定し
ましたので、お知らせしま
す。これについて記載した
公示図書は、東京都建設局
河川部、東京都大島支庁土
木課、東京都大島支庁新島
出張所、新島村役場、新島
村役場若郷支所及び新島村
役場式根島支所でご覧でき

ます。

これに関するお問い合わせ
せについては下記までご連
絡ください。

【問い合わせ】

東京都大島支庁土木課砂防
担当 高橋 ☎(2)4441

司法書士による
出前相談所

東京司法書士会主催によ
る無料法律相談を開催しま
す。

例えば、「相続・遺言・土
地・建物・登記・暮らしに
おけるトラブル・生活再建」
といった相談ごとについて、
面談による無料相談を行
います。

【新島地区】

日時 10月13日(金)
午前10時～午後2時

場所 新島村住民センター

※交通手段の関係でやむな
く中止させていただきます場
合もあります。その際は
何卒ご容赦ください。予約は
不要です。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局
事業・研修課
☎03(3353)9191
平日 午前9時～午後5時
(正午～午後1時を除く)

空港消防所からのお知らせ

危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施について

【消防設備士講習】

平成29年10月28日(土) 午前9時〜午後5時

(受付は同日午前8時30分〜午前9時)

【危険物取扱者保安講習】

平成29年10月29日(日) 午前9時〜午後1時

(受付は同日午前8時30分〜午前9時)

【実施場所】

新島村住民センター

【問い合わせ】

▼免状の書き換え・再交付について

東京消防庁

防火管理課試験講習係

☎03(3255)2945

▼講習内容について

公益財団法人東京防災救急協会講習事業部講習第一課

☎03(5297)7383

※講習日当日、書き換え・再交付申請を受付ます。

※受講申請書等は新島空港消防所、新島村役場総務課に用意しています。

東京都行政書士会からのお知らせ

行政書士による無料相談会

東京都行政書士会では、新島村の住民の方を対象に行政書士による無料相談会を実施いたします。遺言書の作成や相続手続きなどの面談による個別相談を行いますので、この機会にご利用ください。予約は不要です。併せて空き家の相続などに関するセミナーも同時に開催いたしますので、ぜひご来場ください。

【とき】平成29年10月23日(月)

▼テーマ①

「知って安心！行政書士による空家対策・遺言・相続手続相談会」

▼時間

午後1時30分〜午後4時30分(受付は午後4時まで)

▼テーマ②

「これからの道しるべ 遺言・相続手続、空家対策セミナー」

▼時間

午後2時〜午後3時

【場所】新島村住民センター

※交通手段の関係でやむなく延期もしくは中止とさせていただきます。

ていただく場合もあります。が、その際は何卒ご容赦ください。

【問い合わせ】

企画財政課 企画調整室 ☎(5)0204 (企財課直通)

「法の日」週間

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えて頂くきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の養護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

詳細は『東京地方裁判所ウェブサイト』で紹介しています。

http://www.courts.go.jp/

いのちを守る 何でも電話相談会

「しごと」「お金」「学校」「くらし」「家族」「こころ」「いじめ」司法書士が精神保

健福祉士または臨床心理士とともにアドバイスします。相談は無料です。

【電話相談日程】

10月11日、10月25日、11月8日、11月22日、12月13日、12月27日、1月10日、1月24日、2月14日、2月28日、

【受付時間】

午後6時〜午後8時30分

【電話番号】

☎03(33354)1800

【問い合わせ】

東京司法書士会

☎03(33353)9191

東京都最低賃金 改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は平成29年10月1日から時間額958円に改正されました。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

【問い合わせ】

東京労働局労働基準部賃金課

☎03(35512)1614

(直通) 又はワン・ストップ

無料相談窓口「東京都最低賃金総合相談支援センター」

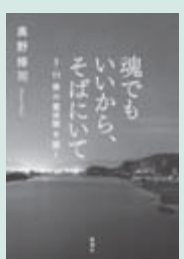
☎0120(311)615

までお問い合わせください。

■住民センター図書室から新着本のご案内



小松 成美



奥野 修司



下間 文恵

木足の猿 戸南 浩平
喧嘩 黒川 博行
男役 中山 加穂
いのちの車窓から 星野 源
本当はブラックな江戸時代 永井 義男

■本村住民センター図書室の利用時間
午前9:00〜午後5:00(年末・年始をのぞく)
☎教育委員会 5-0203 直通